

議案第 110 号令和 6 年度大津市一般会計の決算の認定についてのうち、こども未来部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうちこども未来部が補助執行した部分について

令和 6 年度大津市一般会計のうち、こども未来部の所管する決算の状況及び教育委員会の所管する部分のうち、こども未来部が補助執行した部分の決算の状況につきまして、主要な施策の成果説明書に基づき、主な項目の説明をさせていただきます。

なお、説明中に記載しております金額につきましては、前年度決算額との増減を表しております。

歳入から、ご説明させていただきます。

22 ページをお願いいたします。

款 14 分担金及び負担金、項 2 負担金の説明欄、目 1 民生費負担金、節 3 児童福祉費負担金のうち、「②公立保育所等給食費負担金」は、幼児教育・保育無償化に伴い、令和元年 10 月から給食費実費相当分として保護者から徴収しているもので、232 万円余りの減額となり、「④保育所運営費負担金」は、民間保育所の保育料で、民間保育所の認定こども園への移行により、4,336 万円余りの減額となりました。

「⑥母子生活支援施設運営費負担金」は、他都市からの母子の入所受託に伴う負担金で、受託世帯の増加により、440 万円余りの増額となりました。

「⑧児童クラブ間食費負担金」は、保護者から徴収するおやつ代であり、児童クラブの需要の高まりに伴い、公立児童クラブの通所児童数が増加したことにより、686 万円余りの増額となりました。

25 ページをお願いいたします。

款 1 5 使用料及び手数料、項 1 使用料の説明欄、目 2 民生使用料、節 1 社会福祉使用料のうち、25 ページの上部、「④児童発達支援等使用料」、及び「⑥児童発達支援等利用者使用料」、並びに「⑧障害児相談支援サービス使用料」は、北部こども療育センター、やまびここども療育センター及び東部こども療育センターで実施している障害児の通所支援サービス等に係る給付費、及び給食代等利用者実費負担分、並びに各療育センター内相談支援事業所の相談支援事業に係る給付費であります。

節 2 児童福祉使用料のうち、「③公立保育所等保育料」と「④公立保育

所等延長保育料」は、公立保育所等の保育料及び延長保育の保育料であり、公立保育所等の保育料は園児数の減少により、1,307 万円余りの減額となりました。

「⑦児童クラブ保育料」は、公立児童クラブの保育料であり、公立児童クラブの児童数が増加したことにより、2,350 万円余りの増額となりました。

「⑧児童クラブ延長保育料」は、公立児童クラブの午後 6 時から午後 7 時までの延長保育料であります。

27 ページをお願いいたします。

説明欄、目 8 教育使用料の節 3 幼稚園使用料のうち、「②幼稚園一時預かり保育料」は、公立幼稚園で実施している預かり保育に係る保育料であります。

項 2 手数料の説明欄、28 ページの目 2 民生手数料、節 2 児童福祉手数料のうち、「④児童クラブ登録手数料」は、公立児童クラブの登録手数料であります。

31 ページをお願いいたします。

款 16 国庫支出金、項 1 国庫負担金の説明欄、目 1 民生費国庫負担金、節 4 児童福祉費国庫負担金の表中、32 ページ 1 段目の「児童扶養手当負担金」は、ひとり親家庭の親などに児童の健やかな成長を願って支給した手当に係る負担金であります。

2 段目の「母子生活支援施設運営費負担金」は、入所措置費に係る負担金で、一人当たりの措置費平均単価の減により、134 万円余りの減額であり、3 段目の「児童手当負担金」は、児童を養育している者を対象として支給した児童手当に係る負担金で、令和 6 年 10 月 1 日の制度改正による高校生年代までの支給期間の延長等や国庫負担率の増加により、8 億 4,243 万円余りの増額であり、4 段目の「特例給付負担金」は、所得制限で、児童手当の支給とならない受給者に対する給付で、制度改正により、3,512 万円余りの減額となりました。

目 2 衛生費国庫負担金の、節 1 保健衛生費国庫負担金の表中、1 段目の「養育医療費負担金」は、未熟児養育医療給付に係る経費に対して交付を受けたものです。

2 段目の「小児慢性特定疾病医療費負担金」は、厚生労働大臣が定める慢性疾病を有する 18 歳未満の児童等への医療費給付に係る経費に対して交付を受けたものです。

項 2 国庫補助金、説明欄の目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費国庫

補助金の表中、33 ページの上から 2 段目、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうち 5 段目の「大津市保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金」は、給食食材費高騰の影響を受けている民間保育所等への補助に対する交付金であります。

34 ページをお願いいたします。

目 2 民生費国庫補助金、節 2 障害福祉費国庫補助金の表中、1 段目の「障害者地域生活支援事業費補助金」のこども発達相談センター分は、発達障害児及びその家族に対する支援業務の会計年度任用職員の雇用経費に対して交付を受けたものです。

節 4 児童福祉費国庫補助金の表中、34 ページの最下段から 35 ページの最上段の「児童虐待防止対策支援事業費補助金」は、家庭相談員の雇用経費や研修費用、子どもの居場所づくり事業、地域障害児支援体制強化事業等に係る補助金であり、5 段目の「出産・子育て応援交付金」は、妊娠から出産・子育てまでの一貫した相談支援の充実と、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対する出産育児等の負担軽減を図る経済的支援の一体的な実施を目的とした「出産・子育て応援交付金事業」に係る補助金であります。

8 段目の「子どものための教育・保育給付交付金」は、民間保育所等の運営に要する費用の国庫負担分であります。

下から 3 段目の「子育てのための施設等利用給付交付金」は、幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化の対象となる施設等を利用する児童に対する給付費の支給に要する費用の国庫負担分であります。

下から 2 段目の「保育対策総合支援事業費補助金」は、保育士の負担軽減のための保育補助者雇上強化事業等に対する補助金をはじめ、保育人材の確保を目的とした事業に対する補助のほか、自宅送迎事業として送迎用バスに係る経費や待機児童緊急対策として実施した 2 箇所の小規模保育施設設置に対する補助金であります。

最下段から 36 ページにかけて、「子ども・子育て支援交付金」は、延長保育事業や、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業など、子育てに係る事業推進に対する補助金であります。

4 段目の「子ども・子育て支援事業費補助金」は、児童手当制度改正に係るシステム改修費用等に対する補助金であります。

目 3 衛生費国庫補助金の、節 1 保健衛生費国庫補助金の表中、5 段目の「母子保健衛生費補助金」は、妊娠・出産包括支援事業や産婦健康診査事

業等に対する補助金であります。

42 ページをお願いいたします。

款 17 県支出金、項 1 県負担金の説明欄、目 1 民生費県負担金、節 4 児童福祉費県負担金の表中、1 段目の「児童手当負担金」は、国庫負担金と同様、児童手当支給に係る県負担金であり、2 段目の「子どものための教育・保育給付費負担金」は、国庫補助金と同様、民間保育所等の運営に要する費用の県負担分であり、3 段目の「子育てのための施設等利用給付費負担金」は、無償化の対象となる施設等を利用する児童に対する給付費に係る県負担金であります。

目 2 衛生費県負担金、節 1 保健衛生費県負担金の表中、「未熟児養育医療負担金」は、未熟児養育医療給付に係る県負担金であります。

項 2 県補助金の説明欄、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費県補助金の表中、最下段の「自治振興交付金」は、県内市町がそれぞれの地域の実情に応じた施策を展開するために行う事業に対し交付される補助金で、当部では、43 ページの 5 段目、「障害児保育支援事業」等に活用しました。

目 2 民生費県補助金、節 1 障害福祉費県補助金の表中、1 段目の「障害者地域生活支援事業費補助金」のこども発達相談センター分は、発達障害児及びその家族に対する支援業務の会計年度任用職員の雇用経費に対して交付を受けたものです。

44 ページをお願いいたします。

節 3 児童福祉費県補助金の表中、6 段目の「出産・子育て応援交付金事業補助金」は、国庫補助金と同様、「出産・子育て応援交付金事業」に係る県補助金であります。

7 段目の「保育対策総合支援事業費補助金」は、保育体制強化事業、保育所等建物賃借料補助事業に対する県補助金であり、次の「多子世帯等子育て応援事業費補助金」は、国基準を超えて第 3 子以降の保育料、及び副食費を軽減する事業に対する県補助金であります。

最下段の「地域子育て支援事業費補助金」は、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業等、子育てに係る事業推進に対する県補助金であります。

45 ページをお願いいたします。

1 段目の「子ども・子育て施策推進交付金」は、県内市町の子ども・子育て施策の充実に係る事業に対して交付される県補助金であり、当部では、「伊香立保育園移転整備事業」、「妊婦健康診査等事業」等に活用しました。

2 段目の「保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金」は、給食食材費高騰の影響を受けている民間保育所等の支援事業に対する県補助金であります。

3 段目の「地域障害児支援体制強化事業補助金」は、保育所等への巡回支援等の事業に対する補助金であります。

50 ページをお願いいたします。

款 18 財産収入、項 1 財産運用収入、説明欄の目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入、「③福祉部土地貸付収入」は、民間保育施設等への貸付によるものであります。

52 ページをお願いいたします。

款 20 繰入金、項 1 繰入金の説明欄、53 ページの目 2 特別会計繰入金、節 1 「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰入金」は、母子父子寡婦福祉資金貸付事業債の償還に伴う繰入金であります。

55 ページをお願いいたします。

款 22 諸収入、項 4 雑入の説明欄、目 4 雑入、節 3 民生費雑入、中段の「②③保育施設等運営費返還金」は、民間保育所等に支払った運営費の返還金であります。

節 4 衛生費雑入、「①未熟児養育医療費一部負担金」は、未熟児養育医療給付に係る乳幼児福祉医療の一部負担金であります。

58 ページをお願いいたします。

款 23 市債、項 1 市債の説明欄、目 2 民生債、節 1 「社会福祉施設等整備事業債」は、当部では「②堅田保育園受変電設備設置工事や空調設備更新工事」に活用しました。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

85 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 障害者福祉施設運営費の説明欄、上部の「3. 児童発達支援事業費」は、北部こども療育センター、やまびここども療育センター、及び東部こども療育センターの運営経費であります。

86 ページをお願いします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の説明欄、87 ページの 3. 児童福祉対策推進事業費、「(3) 出産・子育て応援給付事業費」は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」に合わせて、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等への

「経済的支援」として実施した「出産応援給付」及び「子育て応援給付」に係る経費であります。

「５．子育て総合支援センター事業費」は、「子育てひろばゆめっこ」の運営経費であります。

「７．子育て地域活動支援事業費」は、指定管理により実施している「にじっこ」及び「きらきらひろば」を含む６箇所のつどいの広場に係る運営経費であります。

「９．子どもの居場所づくり事業」は、様々な要因により支援を必要とする子どもたちが安心して過ごせる場所を提供し支援を行う事業に係る経費であります。

目２児童措置費の説明欄、１．児童手当費の「（１）児童手当支給事業費」については、87 ページ最下段から 88 ページにかけて、区分別の受給者数及び支給対象児童数、支給額を令和 6 年 10 月 1 日の制度改正前後に分けて表にしており、支給額は、制度改正による高校生年代までの支給期間の延長等により、7 億 5,402 万円の増額となりました。

目３公立保育所等費の説明欄、「２．公立保育所運営事業費」は、公立保育所及び認定こども園の運営経費及び施設管理費であります。

次の「３．公立保育所施設整備費」のうち、「（１）公立保育所耐震化事業費」は伊香立保育園移転整備事業に係る経費であり、繰越分は「（１）堅田保育園受変電設備設置工事」及び「（２）堅田保育園空調設備更新工事」に係る工事費であります。

目４民間保育施設費の説明欄、「１．民間保育所児童運営費」は、民間保育所に支弁した運営費であり、人事院勧告に伴う公定価格の人件費分の大幅な増額により、1 億 2,622 万円余りの増額となりました。

89 ページをお願いいたします。

「２．施設型給付等支給事業費（保育）」は、民間認定こども園の保育部分、及び地域型保育事業の運営に要する費用を支弁するものであり、人事院勧告に伴う公定価格の人件費分の大幅な増額及び、５施設の認定こども園への移行により、9 億 1,057 万円余りの増額となりました。

「３．施設等利用費等支給事業費（保育）」は、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園等での預かり保育の利用や認可外保育施設の利用に係る保育料を、対象児童に支給するものであります。

89 ページ最下段から 90 ページ上段の「４．民間保育施設運営助成事業費」は、民間保育施設に対し、障害児等保育事業費補助金、保育士等处遇改善費補助金など、（１）から（15）に記載の各種補助を行っているもの

であります。

「５．一時預かり事業費」は、一時的に家庭での保育ができない児童を預かる事業や、幼稚園等で放課後や長期休暇期間等に預かり保育を行う事業を補助するものであります。

「６．病児保育事業費」は、市内５箇所で開催した病児保育事業の運営を補助する事業であります。

「７．民間保育施設整備補助費」は、待機児童緊急対策として実施した２箇所の小規模保育施設設置に対する補助金であります。

目５母子福祉費の説明欄、「３．児童扶養手当支給事業費」は、母子・父子家庭２,０２８世帯に支給した児童扶養手当に係る経費であります。

「４．母子生活支援施設（しらゆり）運営事業費」は、母子生活支援施設「母と子の家しらゆり」の運営に係る経費であります。

「５．母子生活支援施設広域入所事業費」は、市外の母子生活支援施設の利用に係る経費であり、利用月数の増により、７３１万円余りの増額となりました。

９１ページをお願いいたします。

目６児童クラブ費の説明欄、「２．放課後児童健全育成事業費」は、公立児童クラブの運営費、及び民間児童クラブの運営等の補助金であり、児童クラブの通所希望児童の増加に対応するため、民間児童クラブへの補助金交付額が増加したことなどにより、４,２８６万円余りの増額となりました。

「３．児童クラブ施設整備事業費」は、トイレの洋式化工事等に要した経費であります。【児童クラブ課】

目７児童館費の説明欄、「２．児童館運営費」は、児童館を運営するための経費であります。

９４ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、９４ページ下部の目４母子保健費、説明欄、２小児保健対策費のうち、「（１）乳幼児健診事業費」は、乳幼児健診の実施に係る経費であり、受診者数や受診率は９５ページの表に記載のとおりであります。

次の「（２）未熟児養育医療給付事業費」、「（３）小児慢性特定疾病対策事業費」は、それぞれ未熟児及び小児慢性特定疾病にかかる医療費の助成経費等であります。

「（４）子ども発達相談事業費」は、こども発達相談センターにおける、発達に課題のある子どもの早期発見・相談、専門医による診断、発達相談

員や保健師などの専門職による助言・指導に係る経費等であります。

3 母性保健対策費のうち、「(1) 妊婦健診事業費」は、妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診券による費用助成及び妊婦健康診査の受診券分を超えた費用等の償還払による助成に係る経費であります。

「(2) 産後うつ対策事業費」は、新生児訪問、B P（ベビープログラム）、産後ケア事業に係る経費であります。

「(4) 母性保健事業費」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一部として実施する各種事業に係る経費であり、①多胎児家庭育児支援事業費は、ホームヘルパーの派遣に係る委託料、③その他母性保健事業費は、妊娠期対象の教室や女性の健康相談等各種母子保健事業に係る経費であります。

大きく飛びますが、129 ページをお願いいたします。

款 10 教育費、項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園管理費の説明欄、2. 物件費の「(1) 幼稚園管理運営経費」は、幼稚園の光熱水費や施設管理経費等であります。

「4. 委託料」は、施設の維持管理、通園バスの運行委託等に係る経費であります。

「5. 工事請負費」は、仰木の里東幼稚園屋根改修工事、志賀北幼稚園及び志賀南幼稚園空調更新工事等であります。

目 2 幼児教育振興費の説明欄、「2. 施設型給付等支給事業費（教育）」は、民間認定こども園の教育部分、及び子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園の運営に要する費用を支弁するものであり、人事院勧告に伴う公定価格の人件費分の大幅な増額及び、保育所から認定こども園への移行に伴い対象の児童数が増加したことにより、1 億 3,227 万円余りの増額となりました。

「3. 施設等利用費等支給事業費（教育）」は、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども子育て新制度に未移行の幼稚園に通園する児童の幼稚園保育料の補助に要した費用であり、対象児童数の減少により、5,986 万円余りの減額となりました。

以上で、令和 6 年度大津市一般会計のうち、こども未来部の所管する決算の状況、及び教育委員会の所管する部分のうち、市長の補助機関たる職員をして補助執行させている決算の状況についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。